

会 議 録

令和6年度第11回宮古島市教育委員会（定例会）		
日 時	令和7年2月27日（木） 開会：午後2時00分 閉会：午後3時48分	
場 所	宮古島市役所 3階 会議室①	
出 席 委員名	教育長職務代理者 前泊 直子 教育委員 中尾 忠祐 教育委員 平良 智枝子 教育委員 根間 玄隆	
事務局員	（教 育 部）部長：砂川 勤 （生涯学習部）部長：天久 珠江 （教育総務課）教育総務課長：平良 文太郎 補佐兼係長：平良 貴司 総務係長：我如古 千佳枝	
説明員	（教育総務課）課長：平良 文太郎 調整官：長瀬 綾子 （学校教育課）課長：村上 健輔 補佐兼係長：愛澤 直樹 主事：上地 達己 （学校給食共同調理場）場長：平良 勝彦 場長補佐：下地 千栄子	
議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について	
承認事項	会議録の承認について（令和6年度第10回定例会）	承認
承認事項	会議録の承認について（令和6年度第1回臨時会）	承認
報 告	教育長職務代理者報告	承認
議案第34号	宮古島市医療的ケア児支援事業実施要綱の制定について	修正可決
議案第35号	宮古島市医療的ケア運営委員会設置要綱の制定について	修正可決
議案第36号	令和7年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について	原案可決
議案第37号	宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について	修正可決
議案第38号	宮古島市立小中学校職員安全衛生管理規程の一部改正について	原案可決
議案第39号	宮古島市立学校県費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱の制定について	修正可決
議案第40号	宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規則の一部改正について	原案可決
報告第5号	令和6年度宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会について	承認
そ の 他	令和6年度小・中学校卒業式、令和7年度小・中学校入学式の日程について	

会 議 録

前泊職務代理者	これより令和6年度第11回宮古島市教育委員会（定例会）を開催いたします。 本日は、全員出席です。 不慣れな進行ですので、ご協力をよろしくお願いします。
前泊職務代理者	それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員に平良智枝子委員を指名します。よろしくお願いします。
前泊職務代理者	次に、日程第2「会議録の承認について」です。 令和6年度第10回宮古島市教育委員会（定例会）の会議録です。 しばらく時間を置きますので、ご確認をお願いします。会議録2つ出ていますので、定例会のほうからお願いします。
前泊職務代理者	質疑があればお願いします。質疑はございませんか。 （ 質疑なし ）
前泊職務代理者	質疑はないようですので、令和6年度第10回宮古島市教育委員会（定例会）の会議録については承認としてよろしいでしょうか。 （ 異議なし ） それでは、日程第2「会議録の承認について」は、承認とします。
前泊職務代理者	それでは、日程第3「会議録の承認について」、今度は臨時会です。 時間を置きますので、ご確認をお願いいたします。
前泊職務代理者	質疑があればお願いします。質疑はございませんか。 （ 質疑なし ）
前泊職務代理者	それでは、令和6年度第1回宮古島市教育委員会（臨時会）の会議録については承認としてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
前泊職務代理者	それでは、日程第3「会議録の承認について」は承認といたします。
前泊職務代理者	次に、日程第4「教育長職務代理者報告」です。 事務局から説明をお願いします。
教育総務課 平良課長	(資料を読み上げて説明)
前泊職務代理者	説明が終わりました。 質疑があればお願いします。質疑はございませんか。
	(質疑なし)
前泊職務代理者	質疑はないようですので、教育長職務代理者報告については承認といたします。
前泊職務代理者	次に、日程第5「議案第34号 宮古島市医療的ケア児支援事業実施要綱の制定について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。
学校教育課 村上課長	「議案第34号 宮古島市医療的ケア児支援事業実施要綱の制定について」。 提案理由ですが、市立学校に通う医療的ケアが必要な児童生徒に対して適正かつ円滑に医療的ケアを実施する必要があるので、本案を提案します。 資料2ページ御覧ください。担当より読み合わせをして提案したいと思いをします。
学校教育課 上地主事	(資料を読み上げて説明)
前泊職務代理者	説明が終わりました。 お手元の資料をご確認いただき、質疑があればお願いします。
平良委員	この医療的ケアについての要綱制定というのが、私はずっと前に制定されているのかなと思っていたんですね。それが今回になったのはどうしてなのかということをお聞きしたいということと、この要綱制定に当たっ

学校教育課 上地主事	で参考にしたものがあればそれも伺いたいと思います。お願いします。 今回が新規制定になった理由については、次年度、医療的ケアの必要な子が入学することになったので、新規制定になりました。今までは導尿の必要な子の入学はあったようですが、自己導尿で対応できるケースがあったので、今までは医療的ケアの実施要綱は制定されていない状態だったと思います。 この要綱制定について参考にしたのは、石垣市の実施要綱です。
前泊職務代理者	ほかに質疑はございませんか。
根間委員	11条、学校の役割という部分に関して、いわゆる看護師の勤怠管理であったり、マニュアル作成であったり、報告等、学校現場の先生方の負担、役割がかなり増えてくるのかなというところで、この辺に関する教育委員会からのケアとか、協力体制みたいなものはどの程度あるのかちょっとお聞きしてもいいですか。
学校教育課 上地主事	今のところ医療的ケアのガイドラインの作成を行って、それを学校のほうに通知してから、医療的ケア実施に関する学校の役割等は周知していこうかと思っはいます。
学校教育課 村上課長	支援員等の配置なども含めて必要な支援については、検討していきたいなというところもあります。ただ、実際どういう医療的ケアを学校が担わないといけないかというのは、ここに挙げていますけれども、実際どういうものが必要なのかというのは精査する必要があると考えています。
根間委員	本当に日々、日々現場で対応する先生方の助けになるような支援を教育委員会側から働きかけるような体制をぜひとっていただけたらと思います。
前泊職務代理者	ほかにありませんか。
平良委員	宮古特別支援学校に医療的ケアを必要とする子供たちが数名いて、そこで看護師が配置されていて、授業をしながらそれをやっているという状況があるんですね。ぜひ連携を取って、いろんな課題とか見えてくるのかなと思う

学校教育課 上地主事	ので、ぜひ参考になさったほうがいいかなと思います。
前泊職務代理者	分かりました。ありがとうございます。
学校教育課 上地主事	私からも1ついいですか。 この対象児は支援学校の対象ではなく、小学校の対象ですか、それとも希望によって小学校ですか。
前泊職務代理者	麻痺があるぐらいなので、知的な遅れは特にないと聞いています。
学校教育課 上地主事	知的な遅れがなくても、身体に障害があれば支援学校ということはあると思いますが。
前泊職務代理者	保護者の希望で小学校への入学になっています。
学校教育課 村上課長	教育支援委員会の判定は、支援学校の対象であっても、保護者が希望すれば地域の小中学校に入学させることができる。
前泊職務代理者	そうです。
学校教育課 上地主事	だから、判定は……
平良委員	就学支援申請にはこの医療的ケア児は上がってきていなくて、保護者が出さないって決めたら申請も上がってきていないので、こちらの判定も特にはない状態です、今は。
学校教育課 村上課長	インクルーシブ教育が叫ばれて随分たつと思うのですが、宮古島市としては、保護者が強力に要望すれば、例えば障害の程度が特別支援学校の対象児であっても、現場の子供たちと一緒にぜひ教育をとという視点であれば、受け入れる方向性ありますよね。その確認を。
前泊職務代理者	はい。 ほかにございませんか。

前泊職務代理者	(質疑なし) 初めての例ですので、いろいろ進めていく中で課題も出てくると思います。 質疑がなければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
前泊職務代理者	それでは、「議案第 3 4 号 宮古島市医療的ケア児支援事業実施要綱の制定について」は原案のとおり可決といたします。
前泊職務代理者	次に、日程第 6 「議案第 3 5 号 宮古島市医療的ケア運営委員会設置要綱の制定について」を議題とします。 それでは、引き続き説明をお願いします。
学校教育課 村上課長	「議案第 3 5 号 宮古島市医療的ケア運営委員会設置要綱の制定について」。 提案理由、宮古島市の医療的ケア児支援事業を適正かつ円滑に推進し、医療的ケア運営委員会を設置する必要があるので、本案を提案します。 2 ページ御覧ください。
学校教育課 上地主事	(資料を読み上げて説明)
前泊職務代理者	説明が終わりました。 お手元の資料を確認いただき、質疑があればお願いします。
中尾委員	先ほどの要綱のとき、平良委員の質問に次年度ということでしたが、令和 7 年の 4 月から入学の 1 年生という認識でよろしいですか。
学校教育課 村上課長	はい。
中尾委員	となったときに、この要綱がまず令和 7 年 4 月 1 日施行で、この委員会の要綱も 4 月 1 日施行となったときに、これに対して間に合うかどうかというところをご質問なのですけれども。

学校教育課 村上課長	この辺は早急に動く必要があるかとは思っています。保護者の意向もやっぱり確認しながら、学校での様子などを確認しながら招集をかけて、この運営委員会に上げてという形になっていくかと思います。ちょっとスタートからのものが出遅れる可能性はあるかと思いますが、そこは急ぎ対応したいなと考えています。
中尾委員	この辺はそういう認識で大丈夫ですか。見切り発車の可能性もあるということですね。
学校教育課 村上課長	スタート時に不都合がないように調整が必要であるとは思っています。
中尾委員	それがオーケーであれば、それはもちろん子供たちのためだから、いいと思うのですが、この部分でやっぱりしっかりとした要綱がないのという話になるとまずいのかなと思うので、この辺の整合性だけはしっかりと取っていただきたいなと思います。
前泊職務代理者	施行期日は、4月1日でないと駄目ですか。もう少し早くに設定することはできるものですか。4月1日から動くわけだから、例えば今この子がどこの園に在籍しているかは分かりませんが、連絡調整、例えばこども園にいるならこども園の先生との情報交換であったり、幼稚園にいれば幼稚園の先生と4月にスタートするための話し合いもあるのかなと思って、必ず4月1日で施行にならないといけないものですか。どうですか、部長。
教育部 砂川部長	施行日は今日以降であれば、4月以前でもできます。 少し関連しますが、「委員の任期は1年間とする、ただし再任は妨げない」ということで、1年間とするとしたら、また来年の今の時期を逃して、いつも言われていることになるので、「その年度の3月末日をもって」とやれば、次の校長会が、会長が入るのかどうか分かりませんが、それであれば4月にまた名簿を出せるかなと、そのほうがいいのかと思いつつ、それであれば施行は4月1日からでないと、また3月にやってしまったら、そこで委嘱してしまったらまた1か月以内に委員が替わるので。 今年の3月31日で終わってしまう。

前泊職務代理者 教育部 砂川部長	どうですか、皆さん。ちょっとご検討をお願いします。 委員は、医療関係者、従事者とか、学校関係者、校長会長とかを考えていますか。
学校教育課 村上課長	あと、児童がいる学校の校長先生と養護教諭も考えています。
前泊職務代理者	休憩して情報交換したいと思います。休憩します。
前泊職務代理者	再開します。 (もう一度休憩お願いしますの声あり)
前泊職務代理者	休憩します。
前泊職務代理者	再開します。 改めて確認をします。ちょっと戻りまして、「議案第34号 宮古島市医療的ケア児支援事業実施要綱の制定について」は、「この要綱は公布の日から施行する」と修正して可決としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
前泊職務代理者	同じく議案第35号についても「この要綱は公布の日から施行する」と修正して可決としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
前泊職務代理者	それでは、「議案第34号と議案第35号については、この要綱は公布の日から施行する。」に修正して可決といたします。
前泊職務代理者 学校教育課 村上課長	それでは、「議案第36号 令和7年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」、説明をお願いいたします。 「議案第36号 令和7年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」。

学校教育課 上地主事	提案理由、宮古島市立学校管理規則第19条の規定により、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱する必要があるため、本案を提案します。 (資料を読み上げて説明)
前泊職務代理者	説明が終わりました。 お手元の資料を確認していただき、質疑があればお願いします。
平良委員	この配置先なのですが、それぞれ医師会とか歯科医師会、薬剤師会のほうにお願いをして原案をつくってもらうという方法をとっていますか。
学校教育課 上地主事	そうです。配置依頼をしています。
平良委員	あちらのほうで検討してもらって、それをこちらのほうに提出してもらうという流れでいいですか。
学校教育課 上地主事	はい。
前泊職務代理者	ほかに質疑はございませんか。 (質疑なし)
前泊職務代理者	質疑がなければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
前泊職務代理者	それでは、「議案第36号 令和7年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は原案のとおり可決といたします。
前泊職務代理者	次に、日程第8「議案第37号 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。
学校教育課 村上課長	「議案第37号 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について」。 提案理由、現在の要綱では特別な事情があり、保護者ではない親戚等に引

学校教育課 愛澤補佐兼係長	き取られている児童生徒は就学援助の対象とならず、複雑な家庭環境の児童生徒を援助するためには要綱を改正する必要があるので、本案を提出いたします。 担当より説明を続けます。 (資料を読み上げて説明)
前泊職務代理者	説明が終わりました。 お手元の資料を、現行と改正案も出されておりますので、確認していただき、質疑があればお願いします。
教育総務課 平良課長	施行の日からっていう、4月1日から、これ現在も支援を必要としているのですか。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	そうですね。スクールソーシャルワーカーが関わってしまして、なるべく早めに支援したいというところで相談を受けております。
教育総務課 平良課長	公布日を遡るということはできないですか。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	それも考えたのですけれども、準要保護の申請が12月までなので、遡って申請してというのはちょっと難しいかなと思っています。
前泊職務代理者	ほかに質疑はございませんか。 少し時間を置きますので、資料をもう一度確認してください。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	ちょっと補足ですが、先ほど気づいた点で大変申し訳ないのですが、今回対象者、第2条の変更なのですが、関連して、あちこちに「保護者」という文言が出てきます。これを今回「保護者等」にしておいたほうがいいかなと先ほど気づいたのです。今回新旧対照表とかには表れてこないのですが、第2条の対象者を変更するに当たり、後から出てくる「保護者」という文言を変える必要もあるのではないかと思いましたので、こちらは「保護者等」ということで修正してもよろしいでしょうか。大変申し訳ありません。

中尾委員	今ご説明あったとおりでいいと思います。ずっと悩んでいたのは、今対象になり得る方がいらっしゃったものに対しての対症療法的な話での議案だと思うので、そもそももっとほかにもいろんな特殊な事情ってあるのではないかなって今ずっと文章を読んで考えていたところ、いわゆるもっと補完できる、根本的な療法をできるような形での対応ということであれば、今のご説明で僕はいいと思います。
前泊職務代理者 教育総務課 平良課長	皆さん、いかがですか。 下線の「者」の次に、（以下保護者等とする）ですね。付け加えるのですよね。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	そうですね。例えば第1条にも、趣旨のほうなのですけども、「児童または生徒の保護者に対し」という文言があります。さらには、3ページの中段よりちょっと下、(3)号の新入学児童生徒のものも「保護者に対しては」という文言があります。4ページの第9条、「就学援助を受けようとする保護者は」といった文言ですとか、第7条の表の区分の中にも「保護者」でまとめられているのが多々ありましたので、こちらに「保護者等」と入れたいなと思っています。
教育総務課 平良課長	でも、そうだったら1条で既に「保護者」という言葉が出てきているので、先に1条で「保護者等」と定義する必要があるのではないですか。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	こちらを1条も「保護者等」にしたほうがいいのではないかと思います。本来であればちゃんと文言に入れ込んでから改正案を出すべきであったのだんですけども、見直している中で気づいたので、こちらをそごのないような形で修正をさせていただければと思っております。
教育総務課 平良課長 生涯学習部 天久部長	1条と2条はひつつけることはできないですか。 趣旨は趣旨で持っておいたほうがいいと思います。
根間委員	「保護者等」というふうな文言に変えるに当たって、いわゆるおじだったり、おばだったりの方を保護者というふうに認定するというか、認識すると

	いう意味ではなく、保護者は保護者で別にいて、生活を共にしている方というほうに申請するという意味合いになるのですか。それまでであれば、例えば祖父母に当たるほうを保護者と認定して、保護者に支給するというものがいわゆる、もしかしたらこれまでだったのかな。すみません、勉強不足ですけども。ということとは別で、保護者は保護者であって、別の者に支給する、こういう認識なのかなという質問です。何でこれ聞いているかという、支給対象となる人がいわゆる一本化できるのが保護者の定義だと思うのですけれども、これが保護者またはってなったときに、重複してもしかしたら支給しないといけないとか、もしくは何か保護者と認める、認めないで争いがあったときとかに、きちんと支給対象を一本化できるのかなというところ、この辺はどう認定するのでしょうか。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	こちらについては保護者の定義かと思うのですけれども、我々、学齢簿上で保護者はまずはこの世帯の筆頭者が学齢簿上の保護者となっています。今回は、本当は保護者の変更をおばあちゃんにすればいいのですけれども、母親がそれを認めず、保護者の変更を行っていないのです。住所をおばあちゃんのうちに移すということも拒否している状況というのがあるので、あくまでも保護者というのは学齢簿上では母親になっているので、おばあちゃんを保護者にすることができないのです。なので、こういったケースにも対応するために保護者とは分けて、ケースをちゃんと精査しながら教育長が認めた者ということで就学援助の対象としたいと考えているところです。
中尾委員	今の話とさっきの話なのですけれども、根間委員がおっしゃられていた2つに対して、1点は確かに分けていたほうが、分けていたというか、分けたほうがいいですよというお話の中で、結局はほかの文面に「保護者」となっているから、分けたものに対して一括でまとめるなら「保護者等」ということですよね。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	そうです。
中尾委員	それでいいと思います。 ただ、もう一点は、いわゆる二重的な請求が行われる防止、保護者が勝手に、保護者が勝手にという言い方変ですけども、保護者が自分の子供の分だよと言って請求、一緒に暮らしていないのだけれども、お金自体は保護者

学校教育課 愛澤補佐兼係長	のほうに行きますよね。子供に行くのではなくて、請求者に行くわけですよ ね。
中尾委員	はい。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	となったときに、もしかすると先に請求してしまったら保護者に行ってしまうて、もともと支援すべき保護者等の方が請求したときに、いや、これは請求済みですとなってしまうのかなという懸念が先ほど根間委員からもあったと思うのですが、この辺というのはどのような形でやりますか。
前泊職務代理者	あくまでも今回は教育長が認めた者という文言にして、今回スクールソーシャルワーカーが関わっているのです。そういったところでちゃんと精査をしていくというところで、今回母親が請求してきたときに、もうこちらで準要保護は受けていますよというのをちゃんと言えるようにしておきたいということです。こういう教育委員会で把握していない場合はあくまでも申請者が受給することになりますので、その場合はやっぱりそうになってしまうのです。なので、そこら辺は保護者等の方が申請する場合にはちゃんと関わりを持って見極めていく必要があろうかと考えています。大丈夫でしょうか。
学校教育課 愛澤補佐兼係長	これは、認定に当たってはそういうのを精査しますよね。決定に当たっては、出された資料を基に、例えば二重の申込みがされていないかとか。
前泊職務代理者	ちゃんと二重の申込みについては防止できるようなシステム管理はされています。
前泊職務代理者	それでは、保護者以外の親戚であったり、祖父母だったりに養育されている子供たちへちゃんと支援が行くようにということで、または特別の事情がある者で教育長が認めた者であるということに改定していくのですが、その他の要綱についてもこれに関わるような文言の修正をして可決するという ことよろしいでしょうか。 (異議なし) では、これに沿って要綱の文言についてはきちんと整理していただけたら

学校教育課 愛澤補佐兼係長 前泊職務代理者	と思います。 ありがとうございます。大変失礼いたしました。 それでは、「議案第３７号 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について」は文言の整理を行って可決としたいと思います。
前泊職務代理者 教育総務課 平良課長 教育総務課 長濱調整官 前泊職務代理者 中尾委員 教育総務課 長濱調整官 中尾委員	次に、日程第９「議案第３８号 宮古島市立小中学校職員安全衛生管理規程の一部改正について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。 それでは、「議案第３８号 宮古島市立小中学校職員安全衛生管理規程の一部改正について」提案いたします。 提案理由としましては、宮古島市立小中学校職員の労働安全衛生管理について総括的に話し合う場として総括安全衛生委員会の設置の必要があるので、本案を提案します。 （ 資料を読み上げて説明 ） 説明が終わりました。 お手元の資料を確認いただき、質疑があればお願いします。 ２点あるのですが、まず１点目から。提案理由でいわゆる労働安全衛生管理について総括安全衛生委員会の設置が必要があるということですが、そもそもこれは何か理由があるのですか。 ５０人以上の事業場には衛生委員会を置かないといけないという労働安全衛生法に定めがありまして、その中で現在宮古島市の学校では平良中と平一小が職員が５０名以上となっております。ただ、その２校だけというところで、ほかの学校、約２３校は衛生委員会の場がないというところで、宮古島市全体で労働安全衛生に関して話し合う場が必要だと判断し、設置を提案しました。 ありがとうございます。非常にいいことだと思います。 もう一点なのですが、これはどうすればいいですか。第１１条の

教育総務課 長濱調整官 中尾委員 教育総務課 長濱調整官 前泊職務代理者 前泊職務代理者 前泊職務代理者	(6) 職員で経験を有する者のうちからとあるのですが、その後の職員の労働組合の推薦に基づきという、この必要性というのはいかなるのですか。時間がどうか、そういうことですか。 衛生委員会組織するときに労働組合から推薦を受けた者を出すというふうになっておりまして、それで1人お願いしたいなと思っております。 職員からというよりも、労働組合からという意味合いのほうが強いということですね。 そうです。労働組合の組合員という形です。 ほかに質疑はございませんか。 (質疑なし) 質疑がなければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、「議案第38号 宮古島市立小中学校職員安全衛生管理規程の一部改正について」は原案のとおり可決いたします。
前泊職務代理者 教育総務課 平良課長 教育総務課 長濱調整官	次に、日程第10「議案第39号 宮古島市立学校県費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱の制定について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。 それでは、「議案第39号 宮古島市立学校県費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱の制定について」につきまして提案いたします。 提案理由としましては、宮古島市立小中学校職員の旧姓使用について円滑な運用を確保するため、本案を提案します。 要綱の内容につきましては、担当のほうから読み上げをいたします。 (資料を読み上げて説明)

前泊職務代理者	説明が終わりました。 別表第1、別表第2も確認していただき、質疑があればお願いします。
平良委員	2ページの第2条の3に3か月以内というところの、3月ではなくて3か月って表示をしたほうがいいかなと。あわせて、4ページの上のほうの3行目、施行日から2か月を経過する日までの、2月ではなくて2か月のほうが、両方そういうふうにしたほうがこんがらがらないで済むのかなって思います。
前泊職務代理者 教育総務課 平良課長	いかがですか。 これは、例規等の表記の方法だと思います。確認して対応してもよろしいでしょうか。何か月、片仮名のケ、確認して、もし必要であれば何か月とちゃんと表示するように改めたいと思います。
前泊職務代理者 生涯学習部 天久部長 教育総務課 長濱調整官 生涯学習部 天久部長 教育総務課 長濱調整官	ほかに質疑はございませんか。 附則で適用が令和6年11月になっていますが。 令和6年11月以降に既に希望されている職員がおりました。 もう既に使っているということで、遡って適用をしたいということですか。 はい。
前泊職務代理者 生涯学習部 天久部長 教育総務課 長濱調整官	ほかにありませんか。 11月1日以前から使っている人がいますか。 正式には11月の中旬頃に希望されていまして。
平良委員	そうすると、公布日が今日になって、適用が遡ってやるという形になるわけですか。

教育総務課 長濱調整官 教育部 砂川部長	そうです。 今回は教職員ですけれども、宮古島市の職員はもう既にありまして、それを準用したというか、教職員に照らし合わせて作成しています。市の職員にはあります。
前泊職務代理者	これは、例えば年度の途中だからということなのか、それともずっとこの職にいる限りということなのか。年度の途中だといろいろ名前を変えたりするのに支障があるから、そういうのを出すのか、それとも仕事をずっと旧姓でやりたいということが多いのか、そこら辺の現状はどうですか。
生涯学習部 天久部長	ずっと使ってきた名前を使いたいということです。
前泊職務代理	旧姓使用を認めているということですね。途中だからとかそういうのは関係なく、仕事上では旧姓を使用して仕事をするというような形で市は認めているということですね。
平良委員	県立のほうも、私が現役の頃からやっているんで、やっぱり早めに整理してあげたほうがいいのかなって思います。
前泊職務代理者 教育総務課 平良課長	先ほどの表記についてはどうですか。 これ確認して、また後日になります。 もう一つよろしいでしょうか。様式のほうです。13ページです。様式第3号なのですが、文書の表題があって、所属、職名、氏名があって、その下に宮古島市立学校県費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱第5条の規程の「程」を「定める」に訂正させていただきたいと思います。 あと、その下、記の下ですね、1、2、3とあるのですが、2のほうに今後使用する姓、こちらのほうにも振り仮名、1と同じように（ふりがな）というふうに追加をさせていただきたいと思います。 以上です。
前泊職務代理者	ほかにございませんか。

前泊職務代理者	(質疑なし) それでは、「議案第 3 9 号 宮古島市立学校県費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱の制定について」は、先ほど指摘がありました 3 月を 3 か月、2 月を 2 か月という表記するのか、この表記については確認の上、修正することと、今課長からありました様式第 3 号の追記事項を追加して可決としてよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、「議案第 3 9 号 宮古島市立学校県費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱の制定について」は、表記の確認及び様式第 3 号の追記事項を追加して可決いたします。
前泊職務代理者 共同調理場 平良場長	次に、日程第 1 1 「議案第 4 0 号 宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。 「議案第 4 0 号 宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規則の一部改正について」、別紙のとおり提案します。 提案理由、学校給食食材等の物価高騰に伴い、学校給食費の額を改定する必要があるため、本案を提案します。 (資料を読み上げて説明) 運営委員会の資料も添付されております。 お手元の資料を確認いただき、質疑があればお願いします。 中尾委員 確認なのですが、この増額分という、そもそも学校給食費というのは食材費のみの話なのか、それともそれ以外の要因があってこの金額になっているのかを教えていただきたいのと、この 6 0 0 円増額というのは全て食材費に充てられるという認識でいいのかという 2 点お願いします。 共同調理場 平良場長 まず、給食費については、この食材費、賄い材料費と僕ら呼んでいるので

前泊職務代理者	すけれども、それでもってやります。給食費については、光熱水費は一切入りません。光熱水費は行政持ちで全て提供しております。今回値上げする増額分もきちんと賄い材料費、食材のほうに充てることになります。 ほかに質疑はございませんか。 根間委員、何かありますか。保護者として。
根間委員	2点物価上昇のことで。1つは、期限的なものを考えているのか、時限的な措置なのか、一旦上げてしまった後にまた下げるよりはという形で、永続的に続いてしまう心配が少しあるなというところで、期限的なものだったり、今度見直しをする時期というのを定めているのかということが1点。 全然別件で、徴収額を上げるとなったときに、保護者、ご家庭の負担をお願いするわけなのですけれども、やっぱりご家庭自体も物価上昇で家計はすごく苦しんでいるといった意味では、給食費の予算の確保のための施策として、ご家庭から徴収するという方法以外の部分でのどの程度検討があったり、努力の部分というのがあったのかなというところは、難しい判断をされているとは重々承知ではあるのですけれども、ちょっと教えていただきたい。
共同調理場 平良場長	価格の改定については、今現在増額しておりますけれども、これが物価が下がった場合に、この金額を維持するということはありません。物価がそれなりに下がってくれば、それなりに食材費も下がりますので、そのときはまた金額の改定をすることになろうかと思います。近年の状況を見ると、この物価高騰というのは年々、年々続いていて、下がるということはなかなか見通せなくて、今後も上がり続けるだろうという予測をしています。適当な時期にこういった価格の改定を随時図っていく予定ではあります。 あと、給食費の家庭への影響についてですけれども、宮古島市は小中学生、児童生徒、令和2年度から無償化をやってしまして、家庭についての負担は今のところございません。無償化を続ける限り。教職員、あと関係職員が、給食提供いただいている方がちゃんと負担して、その分の料金の増額はございます。 あと、関連してですけれども、こういった施策といいますか、給食費についてですけれども、県のほうも令和7年度から中学生の給食費の半額補助を予定してまして、今県議会のほうで諮っていることと承知しております。

中尾委員	そういった結果を踏まえて、その分市にも補助金が出てきますので、そういったこと、あとは今後国のほうも無償化については検討が加速してきていると見ていますので、そういった部分も含めて、今後無償化はどんどん宮古島市のように県内でも広がっていくものと考えております。 以上です。 今の話にも伴ってなのですけれども、前回上がったときもその話はさせていただきました。いわゆる無償化が当然今後進んでいくので、家庭の負担はないのですが、やっぱり職員の負担は増えるので、そこら辺の配慮は必要ですよというの、今すぐにではないのですけれども、どこか忘れがちなので、やっぱりここら辺検討はしないといけないですよというところと、もう一点は、僕の感覚としては無償化の方向で今後ずっと続いていくのだろうなと思ってはいますが、万が一この無償化というものがなくなった瞬間に家庭の負担というのが一気にのしかかってくるというのは前提としてやっぱり忘れてはならないものだし、またある意味で言えばこれだけ、令和7年度からですけれども、県や、もともと令和2年度から市がどれだけ負担してきているのかというのをしっかりと保護者の皆様にもご理解いただくという、そういう周知もしたほうがいいのかと思っておりますので、これは意見として上げさせていただきます。
前泊職務代理者	やっぱり負担がないと保護者は幾らなのだろうということもあまり分からないと思うので、何かの機会に今年度の給食費は小学校これだけ、中学校これだけですって、宮古島市は令和2年度から無償化ですというようなこともどこかで保護者にも周知できたらいいなと思います。 では、質疑なければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
前泊職務代理者	それでは、「議案第40号 宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規則の一部改正について」は原案のとおり可決といたします。
前泊職務代理者	次に、日程第12「報告第5号 令和6年度宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会について」です。 それでは、担当より報告をお願いします。

共同調理場 平良場長	(資料を読み上げて報告)
前泊職務代理者	報告資料について何かありましたらお願いします。
平良委員	米飯について前年度いろいろあって、パンの給食も個人的な協力を得て実施しているかなと思いますが、令和7年度パンのほうはどういうふうになっていくのですか。
共同調理場 平良場長	令和7年度においては、今平良地区と城辺のほうでこれまでやっていたパンの供給がないものですから、冷凍パンを去年10月頃ですか、始めてきております。7年度においても多くても月2回程度、そういった部分での提供は可能かなと考えております。あとは、パンの提供についてはまた提供側といたしますか、委託業者さん、衛生的な管理の部分も含めてもう少しきちっと整備したほうが良いという意見もあるので、そこら辺もちゃんとやりながら、月2回程度は提供できるような方向でいければと考えております。
平良委員	それで、冷凍パンの子供たちの食する状況というのでしょうか、はどんなですか。
共同調理場 平良場長	特にまずいよとか、このパンは要らないとか、そういった不評的なのは聞こえてこなくて、通常にパンが出たと、喜んで食しているものと理解しております。
平良委員	残はそんなにないということですか。
共同調理場 平良場長	そうですね。これまでどおりだと思います。
平良委員	分かりました。ありがとうございます。
前泊職務代理者	ほかに質疑はございませんか。
	(質疑なし)

前泊職務代理者	質疑がなければ、これで「報告第5号 令和6年度宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会について」の報告とさせていただきます。
前泊職務代理者 学校教育課 村上課長	次に、日程第13「その他 令和6年度小・中学校卒業式、令和7年度小・中学校入学式の日程について」です。 (卒業式・入学式割当調整)
前泊職務代理者	では、意見を基に課長のほうで調整をお願いします。 その他で、ほかに何かありますか。 (特になし)
前泊職務代理者	ないようですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。これで令和6年度第11回宮古島市教育委員会定例会を閉会いたします。 お疲れ様でした。
	教育長職務代理者 前泊直子 会議録署名委員 平良智枝子